

お知らせ

まぐろ輸入関係事業者各位

平成30年1月11日
経済産業省農水産室
水産庁漁業調整課

冷凍まぐろ類等の輸入事前確認手続の水産庁への一元化に伴う説明会について

現在、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第52条及び輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第3条及び第4条に基づき、「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和41年告示第170号）三の七の（2）及び（3）に規定するまぐろ類については、輸入する際に水産庁の確認を経た上で、経済産業大臣に対して事前確認を申請する必要があります。

今般、関係省庁間で検討を行った結果、平成30年4月1日をもって、これらまぐろ類の事前確認権限を経済産業大臣から農林水産大臣に移管することで手続の一元化を実現することとなりました。

このため、平成30年1月11日付けで「昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部改正案等に対する意見募集について」のパブリックコメント（※）を開始したところですが、併せて、平成30年4月1日以降の事前確認手続の変更について関係者の皆様の理解を深めて頂くため、下記の日程により説明会を開催しますのでお知らせします。

※リンク先：<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595118001&Mode=0>

御多忙のこととは存じますが、今後ともまぐろ類を円滑に輸入して頂くため、御参加を頂ければ幸いです。

御参加を希望される方（各社2名まで）は、会社名、氏名等を別紙に記入の上、以下の農水産室の宛先までFAXにて送付いただくようお願いします。（申込期限：1月19日（金）17:00まで）

記

日時：平成30年1月24日（水） 14:00～16:00

場所：三田共用会議所 会議室 大会議室

住所：東京都港区三田2-1-8 TEL 03-3455-7591

アクセス：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/uni/mita.html>

電話でのお問合せ先：03-3501-0532

（経済産業省農水産室 石川又は大久保）

参加希望用紙（別紙）のFAX送付先：03-3501-6006

説明会への参加希望用紙

まぐろ類の事前確認手続の水産庁移管に伴う説明会に、次の者が参加します。

社名 : _____

部署名	氏名	電話番号	メールアドレス

冷凍まぐろ類等の輸入事前確認の一元化について

- 平成30年4月1日より、冷凍まぐろ類等の輸入事前確認については、水産庁に一元化。

(現行)



平成30年4月1日以降

